

# 熊谷市景観形成基準の解説

熊谷市



## 目 次

はじめに	2
届出対象行為	3
1 届出の対象となる行為	3
2 地区区分図（総括図・概要図）	4
景観形成基準の解説	6
1 建築物の建築等に係る基準	6
(1) 大きさや建て方	6
(2) 壁面の見せ方	8
(3) 素材・形態	9
(4) 色彩	10
【参考：色彩の表記方法】	
【表1 色彩の制限基準】	
(5) 付属設備	14
(6) 緑化	15
【表2 緑化目標基準】	
■緑化について■	
①「緑化を要する面積」	
②「緑化面積」の算定	
③「緑化面積」	
(7) 夜間照明	18
2 工作物の建設等に係る基準	19
(1) 大きさや建て方	19
(2) 素材・形態	20
(3) 色彩	20
(4) 緑化	21
3 開発行為に係る基準	22
4 土石の採取に係る基準	23
(1) 緑化	23
(2) 形態	23
5 木竹の伐採に係る基準	24
6 屋外における物件の堆積に係る基準	25
(1) 堆積物の高さ	25
(2) 遮蔽物の形態	25
(3) 遮蔽物の色彩	25

## はじめに

本市は、荒川、利根川の二大河川と広大な農地、遠方の山並みなど美しい景観を有しています。

本市の景観は市民共有の財産であるという意識を持ち、市民、事業者、行政等が協働で良好な景観形成に努めていくことが重要です。

この熊谷市景観形成基準の解説では、「熊谷市景観計画」に定めた「景観形成基準」について、手法例をイラスト等により解説しています。

本書を参考にしていただき、良好な景観の形成に積極的に取り組んでいただくよう、市民皆様方のご協力をお願いいたします。

# 届出対象行為

## 1 届出の対象となる行為

届出の対象となる行為の規模は、下表に掲げる「地区区分」に応じて、「行為の種類」ごとに定められた「行為の規模」です。

### ■ 地区区分 ■


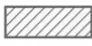
	一般地区	景観誘導地区
地区区分	市全域から、右の2地区の範囲を除いた地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>熊谷中心市街地にぎわい景観誘導地区</li> <li>妻沼聖天山周辺歴史景観誘導地区</li> </ul>

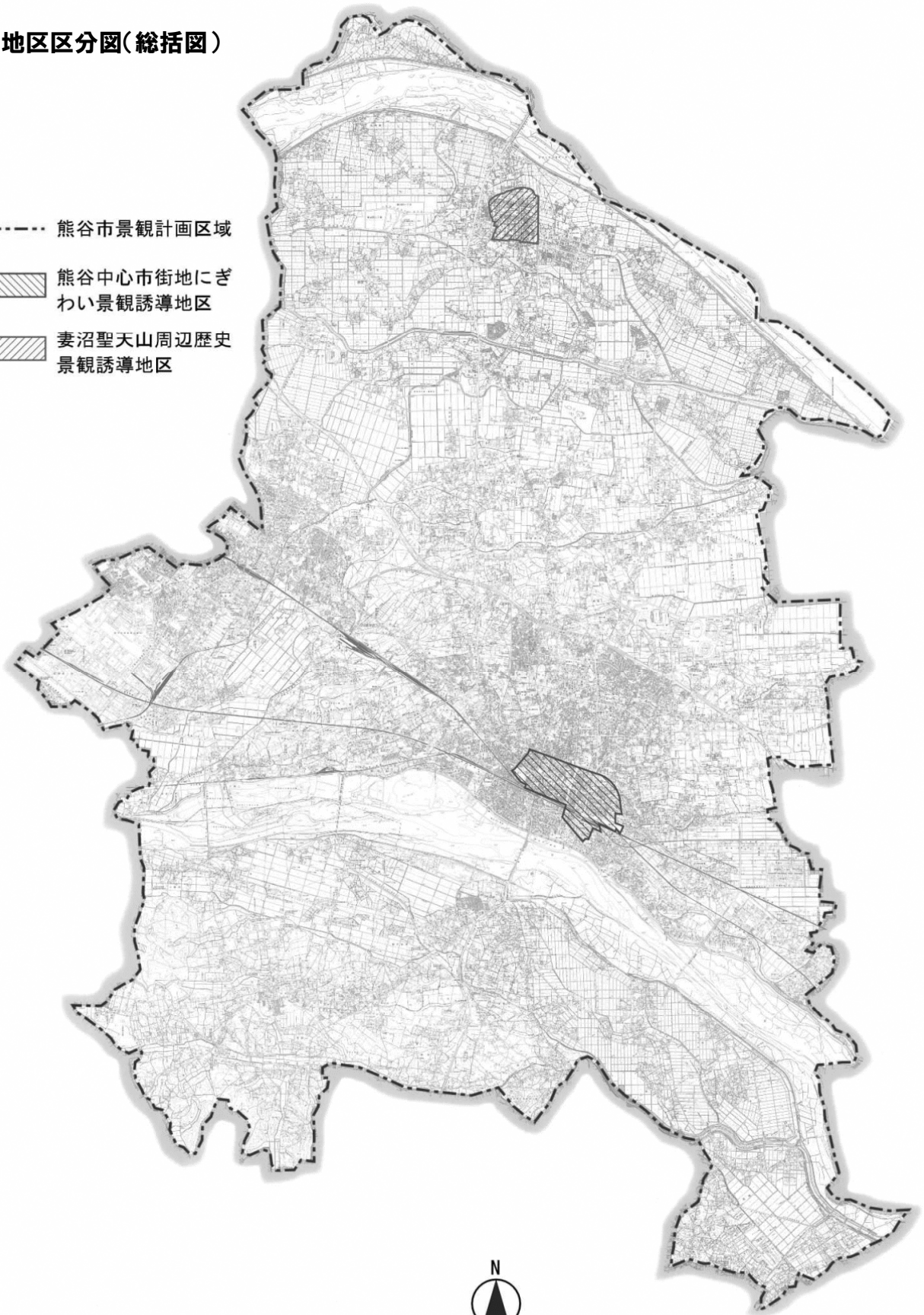
### ■ 届出の対象となる行為 ■

行為の種類		行為の規模	
		一般地区	景観誘導地区
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが15mを超えるもの</li> <li>建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さが10mを超えるもの</li> <li>建築面積が500㎡を超えるもの</li> </ul>
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記規模の建築物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの</li> </ul>
	適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築、改築又は移転後の高さが15mを超え、又は建築面積が1,000㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増築、改築又は移転後の高さが10mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除く</li> </ul>
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物で高さが15mを超えるもの</li> <li>擁壁で次のもの                             <ol style="list-style-type: none"> <li>高さが2mを超えるもの</li> <li>高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが30mを超えるもの</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工作物で高さが10mを超えるもの</li> <li>擁壁で次のもの                             <ol style="list-style-type: none"> <li>高さが2mを超えるもの</li> <li>高さが1mを超え2m以下のもので道路等の公共空間に面する部分の長さが20mを超えるもの</li> </ol> </li> </ul>
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて行うもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記規模の工作物の外観のうち各立面の面積の4分の1を超えて行うもの</li> </ul>
行為の種類		一般地区及び景観誘導地区共通	
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>予定建築物等の敷地の面積（複数の敷地を含む行為においてはそれぞれの敷地の面積）が500㎡以上の開発行為</li> <li>用途が一戸建ての住宅以外であるもの</li> </ul>	
土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>土石の採取に係る区域内に2mを超える高低差があり、かつ当該土石の採取の面積が200㎡を超えるもの</li> </ul>	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地登記簿の地目が山林で、かつ現況が山林であるものにおいて、一体としての伐採面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	
物件のたい積		<ul style="list-style-type: none"> <li>当該物件のたい積に係る土地の面積が500㎡を超え、かつ、たい積物の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>	
	適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>埼玉県王砂の排田、たい積等の規制に関する条例第2条第4号に規定する土砂のたい積を除く</li> <li>熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例第2条第2号に規定する土砂等のたい積を除く</li> <li>都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内において行う土石、廃棄物、再生資源、その他の物件のたい積を除く</li> </ul>	

## 2 地区区分図（総括図・詳細図）

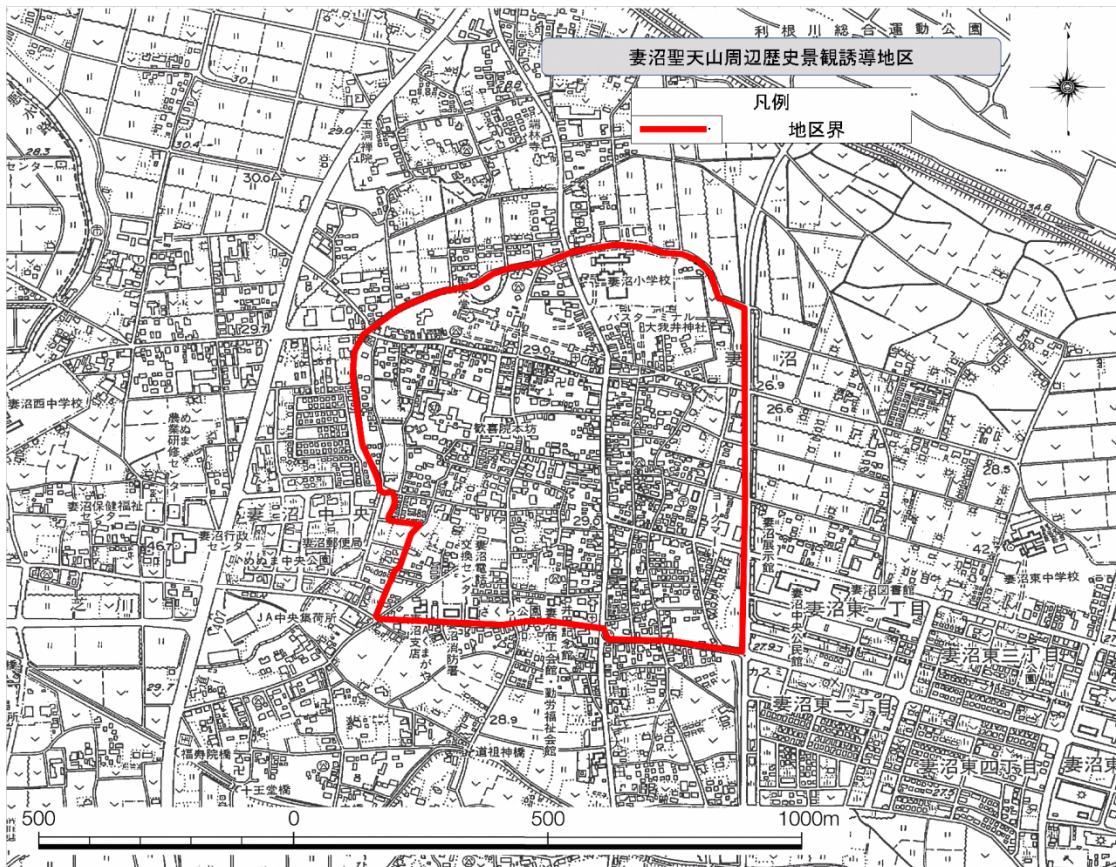
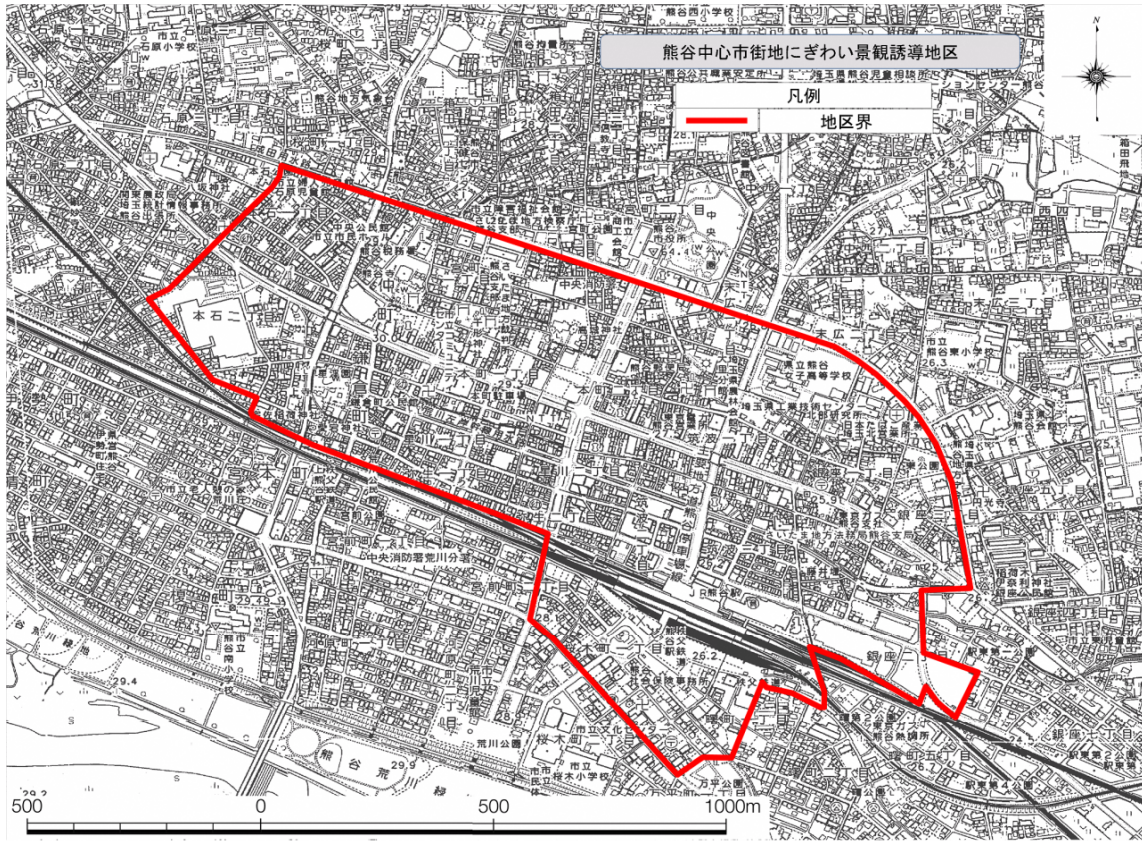
### ■ 地区区分図(総括図)

- 熊谷市景観計画区域
-  熊谷中心市街地にぎ  
わい景観誘導地区
-  妻沼聖天山周辺歴史  
景観誘導地区



【平成31年4月現在】

■ 地区区分図(詳細図)



# 景観形成基準の解説

この手引では、届出の対象となる行為ごとに、「熊谷市景観計画」で定めた「景観形成基準」について、具体的な手法例をイラストにより解説しています。届出の対象となる行為を行う際には、あらかじめ本解説を参考にして良好な景観の形成に積極的に取り組んでいただくようご協力をお願いいたします。

## 1 建築物に係る基準

### (1) 大きさや建て方

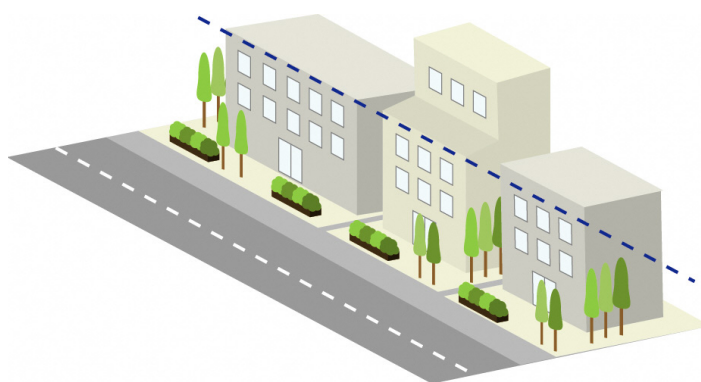
○建築物等の軒高、屋根等は、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。

#### 【手法例】

- ・隣接する既存建築物との高さの連続性に配慮する。
- ・軒高や屋根の形態を工夫する。
- ・道路側の軒高を抑える。



- ・連続性のある街並みを創出します。



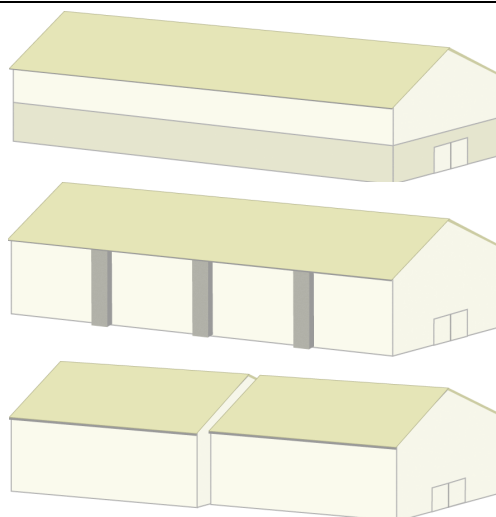
○長大な壁面や単調な壁面を避けること。

#### 【手法例】

- ・外壁の色彩にメリハリをつける。
- ・外壁の形態に変化をつける。
- ・外壁の位置をずらす。



- ・長大な壁面や単調な壁面から受ける圧迫感の軽減を図ります。

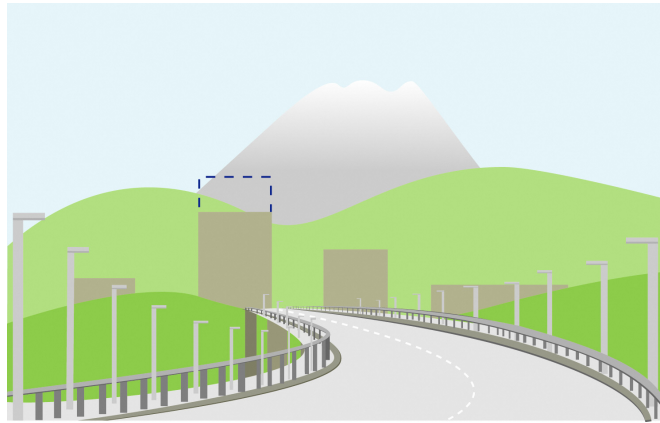




○道路等の公共空間（国・県・市が有する道路・公園・河川等）における視点場（ある対象を眺める地点）からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。

【手法例】

- ・ 建築物の高さを抑える。
- ・ 建築物の配置を工夫する。
- ・ 建築物の形態意匠を工夫する。



- ・ 道路等の公共空間からの優れた眺望に与える影響を緩和します。

## (2) 壁面の見せ方

○街並みの連続性や道路等の公共空間との一体性に配慮するとともに、道路に面する部分の壁面は周辺の壁面と位置を揃えるよう努めること。

### 【手法例】

- ・隣接する既存建築物の壁面の位置との連続性に配慮する。
- ・道路に面する部分の壁面の位置を工夫する。
- ・道路に面する部分の外構部分を工夫する。
- ・道路に面する部分の建築物の形態意匠を工夫する。

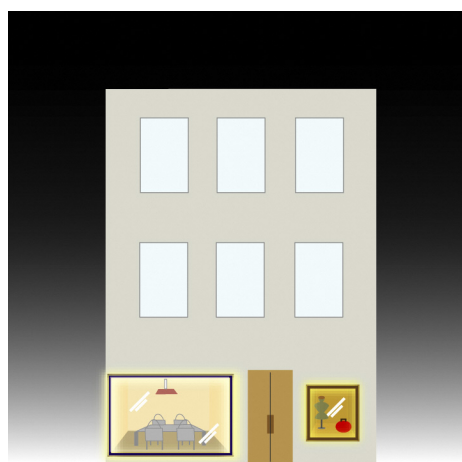


- ・道路と一体となった統一感のある街並み、連続感のある街並みを創出します。

○商店街等においては、店舗等の1階部分のうち、通りに面する部分の壁面は、ショーウィンドウ又は透視可能なシャッター等を用いる等、通りのにぎわいの演出を図ること。

### 【手法例】

- ・一階部分が店舗の場合、通りに面する部分の壁面にはショーウィンドウを設置する。
- ・透視可能なパイプシャッター等を用いる。



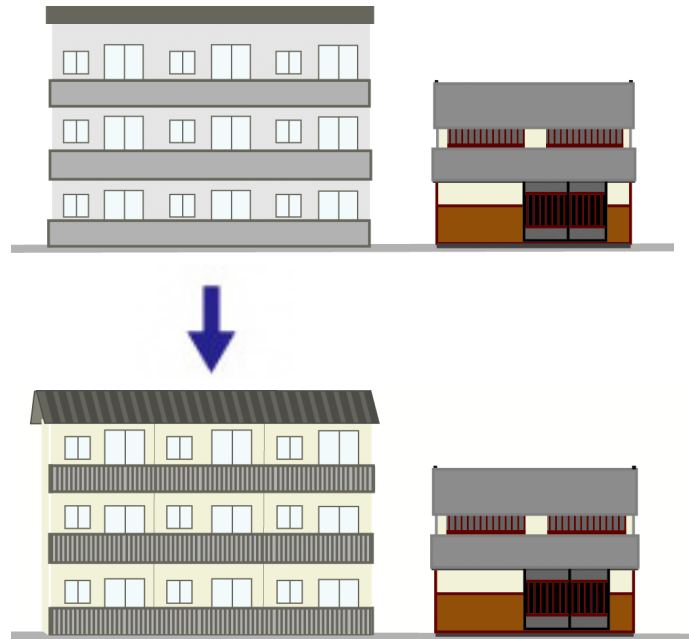
- ・通りのにぎわいの演出を図ります。

### (3) 素材・形態

- 外壁等の外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。
- 建物全体としてデザインの調和を図ること。
- 丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。

#### 【手法例】

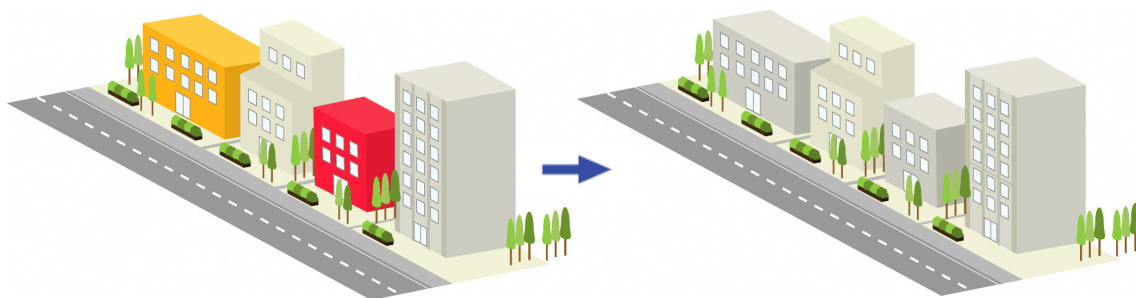
- ・周辺の街並みや建築物との調和に配慮する。
- ・外観を構成する素材を工夫する。
- ・外観の形態意匠を工夫する。
- ・素材や形態は腐食や退色、汚れの付着等の経年変化も考慮する。
- ・周辺の景観資源を意識した素材・形態意匠となるよう工夫する。



- ・まとまり感のある街並みや景観資源を生かした景観形成を図ります。

#### (4) 色彩

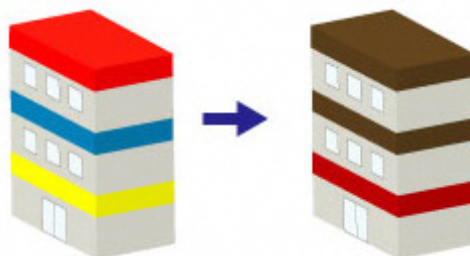
○外壁等の外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。



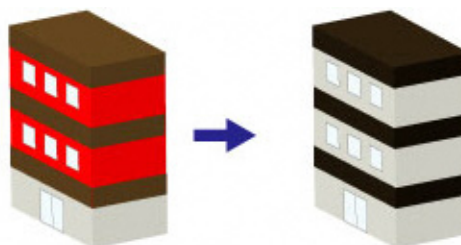
○屋根の基調となる色は、外壁の色と調和するとともに、外壁の色より色調（彩度・明度）を下げること。



○多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。



○外観の各立面につき、3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準（表1）に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。



## 【参考：色彩の表記方法】

- 色彩基準では、色彩を客観的に示す方法として、日本工業規格(JIS)にも採用されている『マンセル表色系』を採用します。
- マンセル表色系とは、色を色相・明度・彩度の3つの属性によって体系的に示したものです。

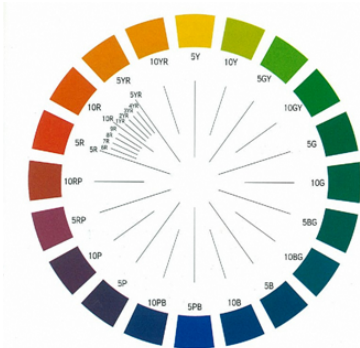
**色相**：色合い=R(赤)・YR(黄赤)・Y(黄)・GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫)の基本10色相。

**明度**：明るさ=1.0から9.5の数値で表し、数値が大きいくほど明るい色を示します。

**彩度**：あざやかさ=数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。色相によって、最高彩度は異なります。

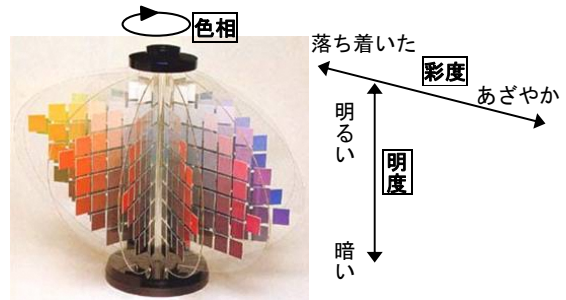
### ・色相環

※色相の関係を表した図(色立体を上からみた形)

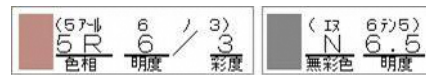


### ・マンセル色立体

※色相、明度、彩度の関係を立体的に表したものの

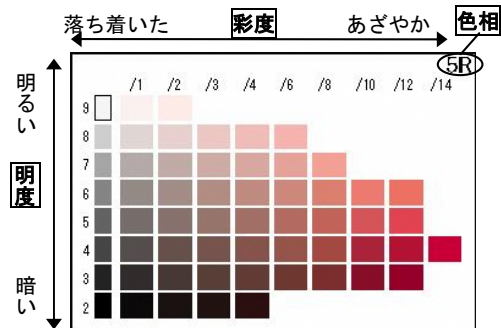


### ・マンセル値による色の表記方法 例



### ・等色相面

※同じ色相の色の明度と彩度の関係を表した図



## 無彩色とは

- 白色や黒色等の色み(色相)を持たない色を『無彩色』といいます。無彩色は、その名の通り彩度がなく、明るさを示す明度だけで表されます。(例：N 4.5)
- 明度は無彩色の白色と黒色を基準に定めています。無彩色の中で最も明るい白色を明度10、最も暗い黒色を明度0とし、その中間の明るさである灰色に「2～9」の数字を割り当てています。
- 理想的には白色は光の全反射、黒色は全吸収するものが物理的定義ですが、現実の色票(色見本)などではそれは表現が不可能なので、白は9.5、黒は1の値を用いることが多くみられます。
- また、一般的に、金属のような光沢を持つ灰色を「銀色」と呼びますが、色彩では、銀色も灰色の一種となります。



【表 1 色彩の制限基準】

※日本工業規格 Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性によるマンセル値

	色 相	明 度	彩 度
市 街 化 区 域	R (赤)	—	4 を超える
	YR (黄赤)・Y (黄)	—	6 を超える
	GY (黄緑)	—	4 を超える
	その他の色	—	2 を超える
市街化調整区域	R (赤)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	YR (黄赤)・Y (黄)	8 を超える又は 3 未満	6 を超える
	GY (黄緑)	8 を超える又は 3 未満	4 を超える
	その他の色 (無彩色を除く)	8 を超える又は 3 未満	2 を超える
	N (無彩色)	9 を超える又は 3 未満	

熊谷市景観計画で「色彩の制限基準」として定められた色相（以下の表において、赤枠で囲まれた範囲）は、建築物等の各立面の3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超えて使用できません。

市街化区域の色相面

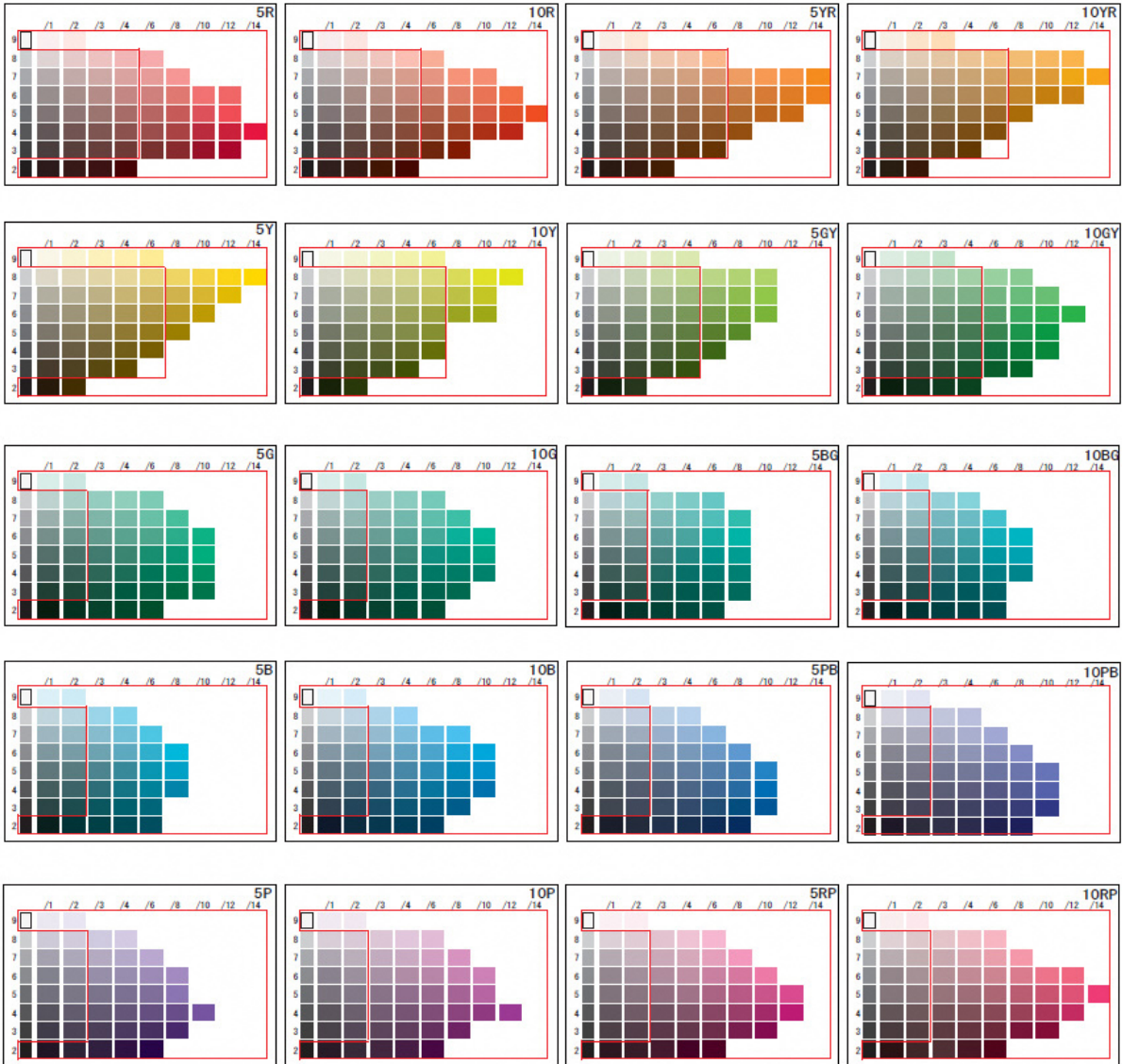
: 色彩の制限基準



※印刷の色は実際の色と異なりますので、マンセル値を参照してください。

# 市街化調整区域の色相面

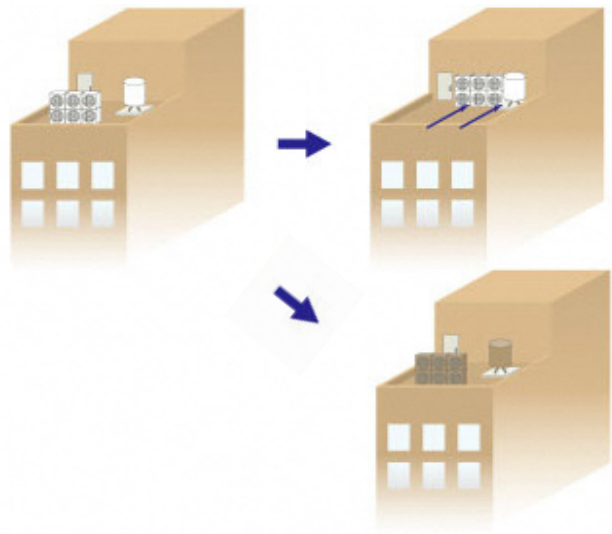
: 色彩の制限基準



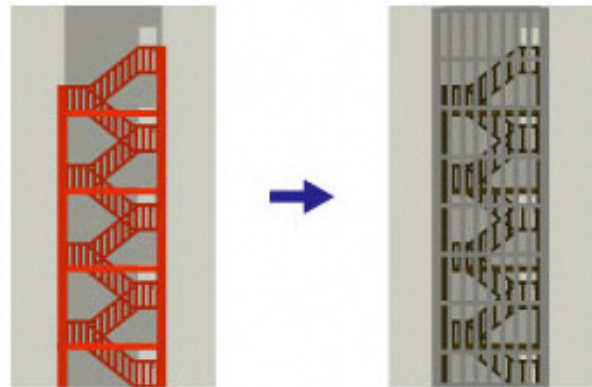
※印刷の色は実際の色と異なりますので、マンセル値を参照してください。

## (5) 付属設備

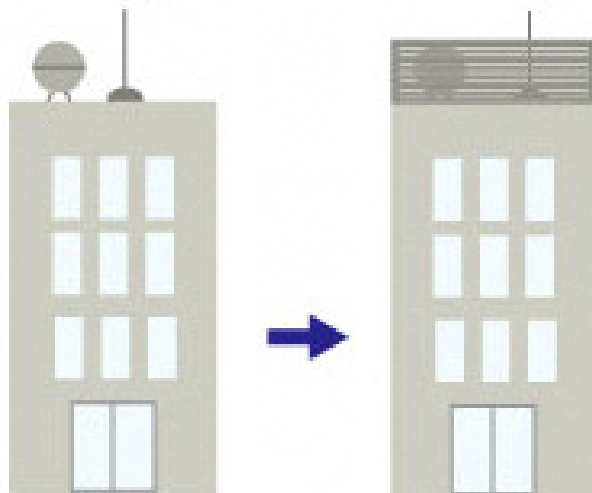
○付属設備等は、道路等の公共空間から可能な限り見えないよう設置場所に配慮すること。



○やむを得ず露見する場合は、建築物本体と調和した外形及び色彩とするなど、建築物から突出感の無いようにすること。



○付属設備等を屋上に設置する場合は、ルーバー等または周囲の壁面を立上げること等により目隠しするとともに、目隠しに用いるものは建築物本体と調和する形態及び色彩とすること。





## (6) 緑化

- 既存樹木を含め、敷地内の緑化面積を緑化目標基準【表2】以上とすること。
- 可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。

【表2 緑化目標基準（建築物の建築等）】

行為を行う区域	緑化目標基準の計算式		緑化目標基準
市街化区域	$(100 - \text{法定建ぺい率}(\%)) \times 0.2$ ※市街化区域であって、角地緩和等の適用がある場合は、その緩和適用後の建ぺい率となります。	法定建ぺい率 50% の場合	⇒ 敷地面積の 10%
		法定建ぺい率 60% の場合	⇒ 敷地面積の 8%
		法定建ぺい率 80% の場合	⇒ 敷地面積の 4%
市街化調整区域	市街化区域の最も高い基準値を用いる		⇒ 敷地面積の 10%

※ただし、下記のいずれかに該当する区域については、この基準を適用しないものとする。

- ・工場立地法第6条第1項に規定する特定工場の敷地の区域
- ・埼玉県が定める「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」第26条及び第26条の2に規定する緑化事業者が建築物の建築等を行う敷地の区域

## ■ 緑化について ■

### ① 「緑化を要する面積」

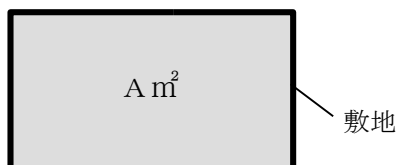
建築確認申請で申請する際に使用する「敷地面積」（建築基準法施行令第2条第1項第1号に規定する敷地面積の算定方法により算出した面積をいい、建築確認申請で提出される敷地面積と同一のものとしします。）に対して、表2「緑化目標基準の計算式」により算出した「緑化目標基準」の値を乗じて得られる面積（小数第3位を切り捨てて小数第2位まで求めます。）以上を緑化して下さい。

なお、対象となる建築物等と一体的に利用される土地（駐車場など）も、敷地面積に含みます。

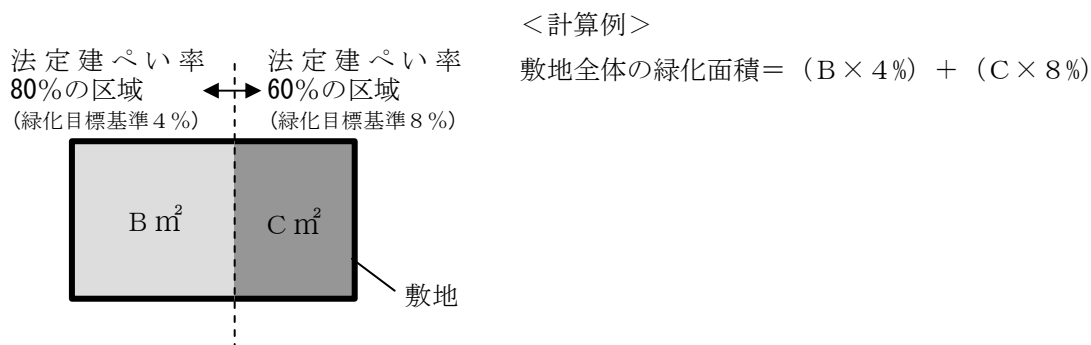
法定建ぺい率  
60%の区域  
(緑化目標基準8%)

<計算例>

敷地全体の緑化面積 =  $(A \times 8\%)$



※敷地が、法定建ぺい率の異なる複数の区域にわたる場合の「緑化目標基準」は、それぞれの区域内の敷地ごとに緑化目標基準を算出します。



## ② 「緑化面積」の算定

### (1) 地上部の緑化面積

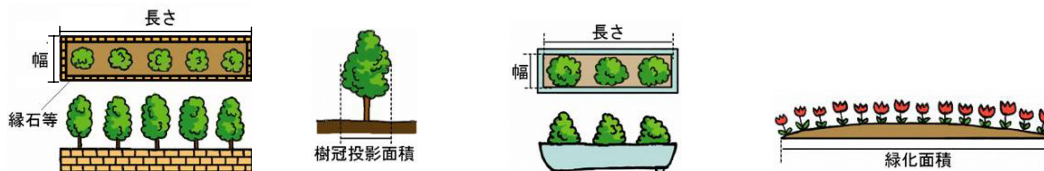
地上部の緑化面積として認められるのは、植栽地、樹木の枝葉により覆われている土地、花壇・棚等の上から見たときに見える部分（実投影面積）、緑化ブロックの緑化部分です。

#### 1) 樹木、草花、地被植物による緑化面積の算定

○樹木とは、地面に生えている木をいいます。

樹木による緑化は、縁石等で区画された植栽地の面積又は樹冠投影面積のいずれか有利な面積を緑化面積とすることができます。

なお、縁石等で区画する場合には、その縁石の外側まで緑化面積に含むことができます。



○草花とは、多年宿根草、一・二年草、球根草等、花の咲く草をいいます。

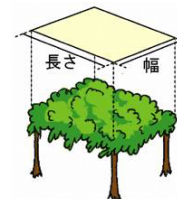
草花による緑化は、草花が植栽されている部分及び縁石等で区画された植栽可能な部分を含むことができます。また、プランター等の容器で恒常的に設置されるもの（軒下は除く。）についても、地上部の緑化面積として認められます。

○地被植物とは、リュウノヒゲ、芝生等、地表面を覆う植物をいいます。

地被植物は、地被植物で覆われている部分及び将来覆われる部分を含むことができます。

#### 2) 棚等による緑化面積の算定

フジ等のつる性植物により将来覆われる棚の実投影面積を緑化面積とすることができます。



### 3) 緑化ブロックによる緑化面積の算定

緑化ブロックによる緑化は、その設置面積にその緑化ブロックの緑化率（開口率）を乗じたものを緑化面積とすることができます。

例：緑化ブロックの設置面積 $10.0\text{m}^2$ ×開口率70%＝緑化面積  $7.0\text{m}^2$

## (2) 建築物上の緑化面積

建築物上の緑化面積として認められるのは、次のものをいいます。

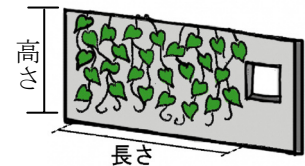
### 1) 屋上緑化の緑化面積の算定

屋上緑化については、(1)地上部の緑化の1)、2)を準用します。

### 2) 壁面緑化の緑化面積の算定

壁面緑化については、つる性植物を支える補助資材（ネット、メッシュフェンス等）を設置する場合には、その補助資材で覆われた面積を緑化面積とすることができます。

また、補助資材を設置しない場合には、植栽部分の長さ×高さ（植栽時の高さが1 m以下の場合には1 m。）を乗じた面積を緑化面積とすることができます。

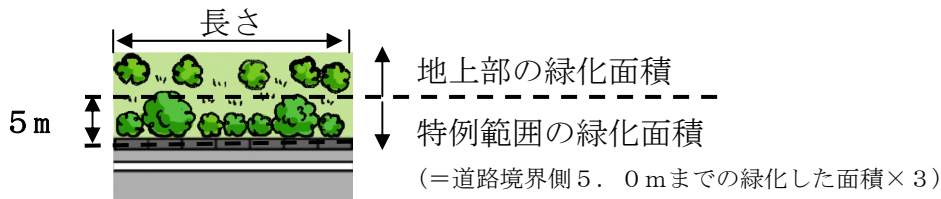


## (3) 特例範囲の緑化面積

道路境界側5.0 m以内の範囲で地上部の緑化及び建築物上を緑化した場合には、**特例**として、その範囲で算出した緑化面積に3を乗じたものを「特例範囲の緑化面積」とすることができます。

道路境界側とは、敷地のうち道路（公道、私道の別を問わず、一般の通行の用に供される道等）に接する部分をいいます。

なお、樹木又は生垣による緑化を図るよう努めてください。



## ③ 「緑化面積」

②「緑化面積」の算定により算出した面積を合計したものが、「緑化面積」となり以下のとおりとなります。

### ③ 「緑化面積」 = (A) + (B) + (C)

(1) 「地上部の緑化面積」(特例範囲を除く) = (A)

(2) 「建築物上の緑化面積」 = (B)

(3) 「特例範囲の緑化面積」 = (C)

**注意：最終的に、『③「緑化面積」≥①「緑化を要する面積」』となるようお願いします。**

○緑あふれる熊谷の景観形成を推進するため、樹木による緑化をお願いします。

## (7) 夜間照明

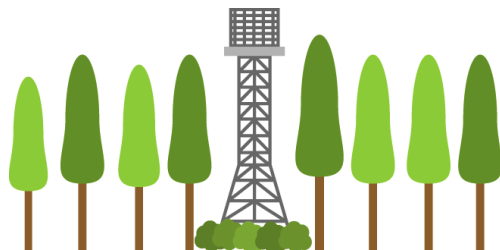
○外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観に影響を与えないようにすること。  
また、光量や光源の向き等に配慮すること。



## 2 工作物に係る基準

### (1) 大きさや建て方

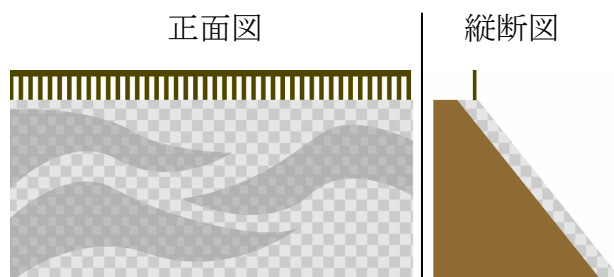
○工作物の高さは、周辺の景観との高さの連続性に配慮すること。



○長大な壁面や単調な壁面を避けること。

#### 【手法例】

- ・壁面に凹凸をつけるなど、形態、意匠を工夫する。
- ・壁面を色彩により分節する。

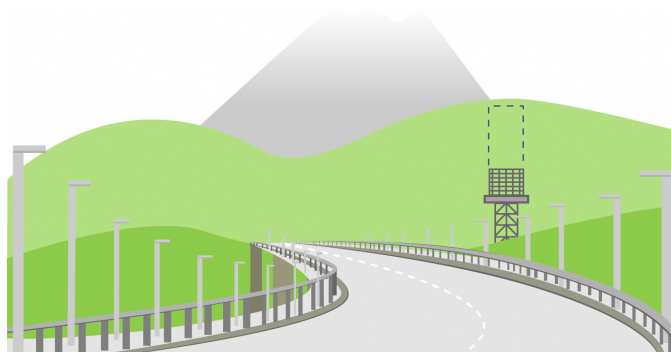


- ・長大な壁面や単調な壁面から受ける圧迫感の軽減を図ります。

○道路等の公共空間における視点場（ある対象を眺める地点）からの山の稜線等の優れた眺望に配慮すること。

#### 【手法例】

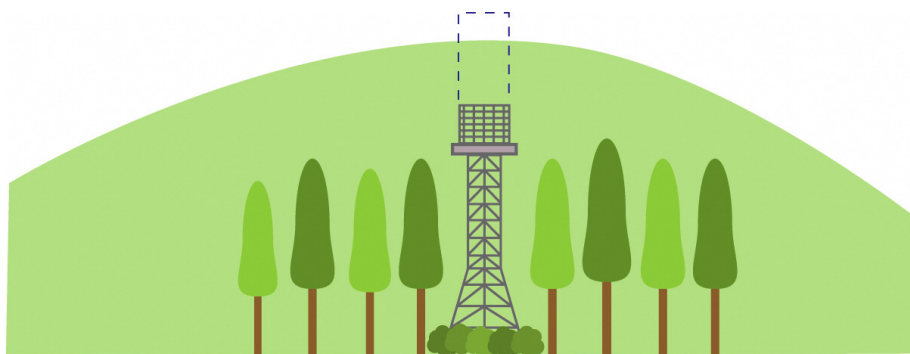
- ・工作物の高さを抑える。
- ・工作物の配置を工夫する。
- ・工作物の形態意匠を工夫する。



- ・道路等の公共空間における視点場からの優れた眺望への影響を緩和します。

## (2) 素材・形態

- 外観を構成する素材・形態は、周辺の街並みや建築物と調和するとともに、経年変化に配慮すること。
- 工作物全体としてデザインの調和を図ること。
- 丘陵地の緑や農地、歴史的資源等の景観資源が周辺に存在する場合、その存在に配慮したデザインとすること。



- ・周辺の街並みや建築物、景観資源等を意識した外観を構成する素材や形態とし、周辺の景観と調和を図ります。

## (3) 色彩

- 外観を構成するものは、原色に近い色を避けるとともに、周辺の景観と調和させること。
- 多色使い又はアクセント色の使用に際しては、色彩相互の調和、使用する量について配慮すること。
- 外観の各立面につき、3分の1（景観誘導地区では4分の1）を超える面積で色彩の制限基準（P. 10【表1】）に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。



- ・外観を構成するものについて、原色に近い色の使用を避け、周辺の景観と調和を図ります。

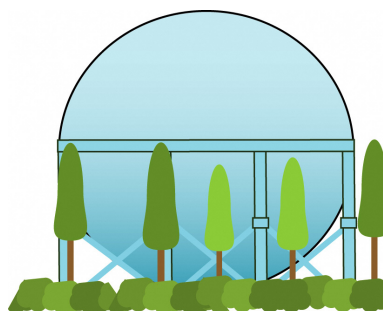
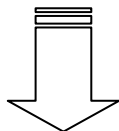
#### (4) 緑化

○可能な限り、既存樹木の保全を図るとともに、植栽にあたっては、道路境界側に配置すること。

##### 【手法例】

道路に面して工作物を設置する場合

- ・道路境界側に植栽するなどにより緑化をおこなう。
- ・植栽により工作物の脚部を隠す。

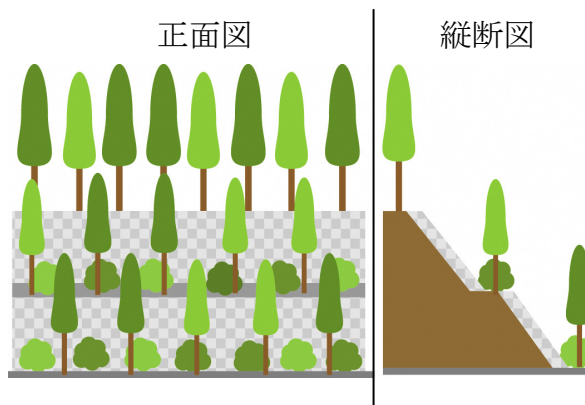


- ・工作物の存在感を和らげます。

##### 【手法例】

斜面地等で大規模な擁壁が生じる場合

- ・擁壁の上端部の既存樹木を保全する。
- ・道路境界側に植栽するなどにより緑化をおこなう。
- ・壁面を緑化する。



- ・道路側への圧迫感の軽減を図ります。

### 3 開発行為に係る基準

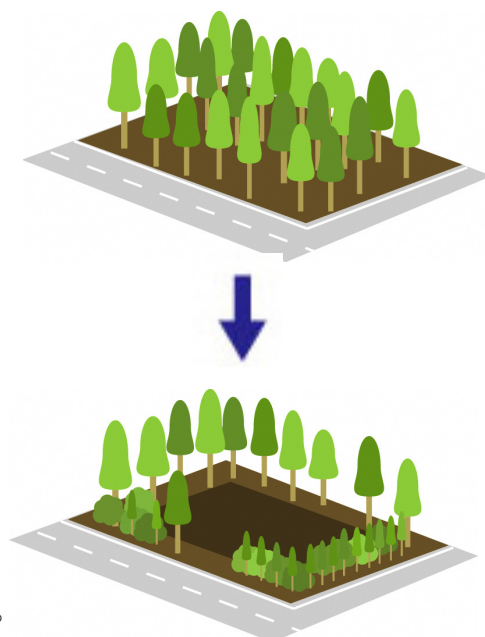
- 可能な限り、既存樹木の保全を図ること。
- 植栽にあたっては可能な限り、道路境界側に配置すること。

#### 【手法例】

- ・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
- ・道路境界側に植栽するなど沿道に連続した緑を創出する。



- ・緑の潤いを感じられる街並みの形成を図ります。



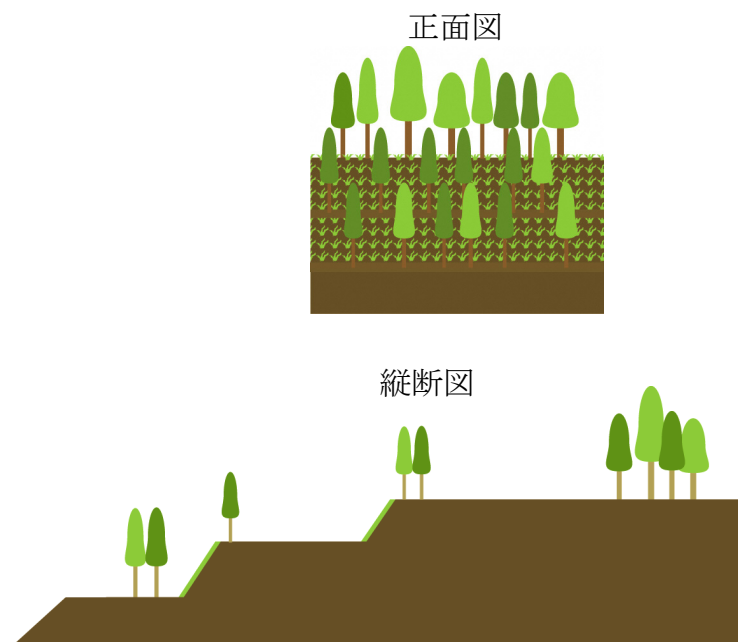
- 斜面地の開発では大規模な法面、擁壁を生じないようにすること。
- 法面が生じた場合は、法面の部分もしくは法面の上下部分を植栽し、斜面地の緑の連続性が形成されるよう工夫すること。

#### 【手法例】

- ・可能な限り区域内の既存樹木の保全を図る。
- ・法面に緑化をおこなう。



- ・大規模な法面、擁壁から受ける圧迫感の軽減を図ります。





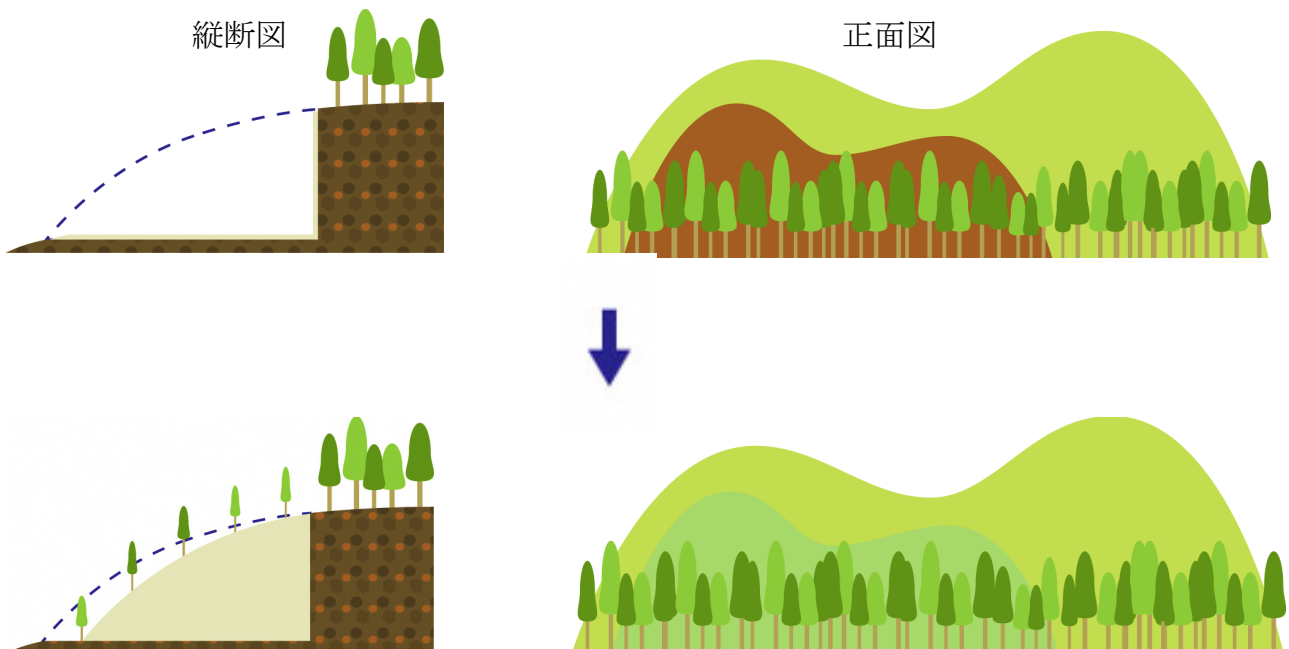
## 4 土石の採取に係る基準

### (1) 緑化

- 採掘・採取が終了したところから周辺の環境や周辺の植生に応じた植栽等を行い、速やかに緑が復元するようにすること。
- 可能な限り、既存樹木の保全を図ること。

### (2) 形態

- 長大な法面を生じさせないように努めること。
- 法面については、現状復旧に努めること。
- 地形の改変を可能な限り抑えること。



#### 【手法例】

- ・採取した箇所を可能な限り従前の地形に復元する。
- ・法面に緑化をおこなう。

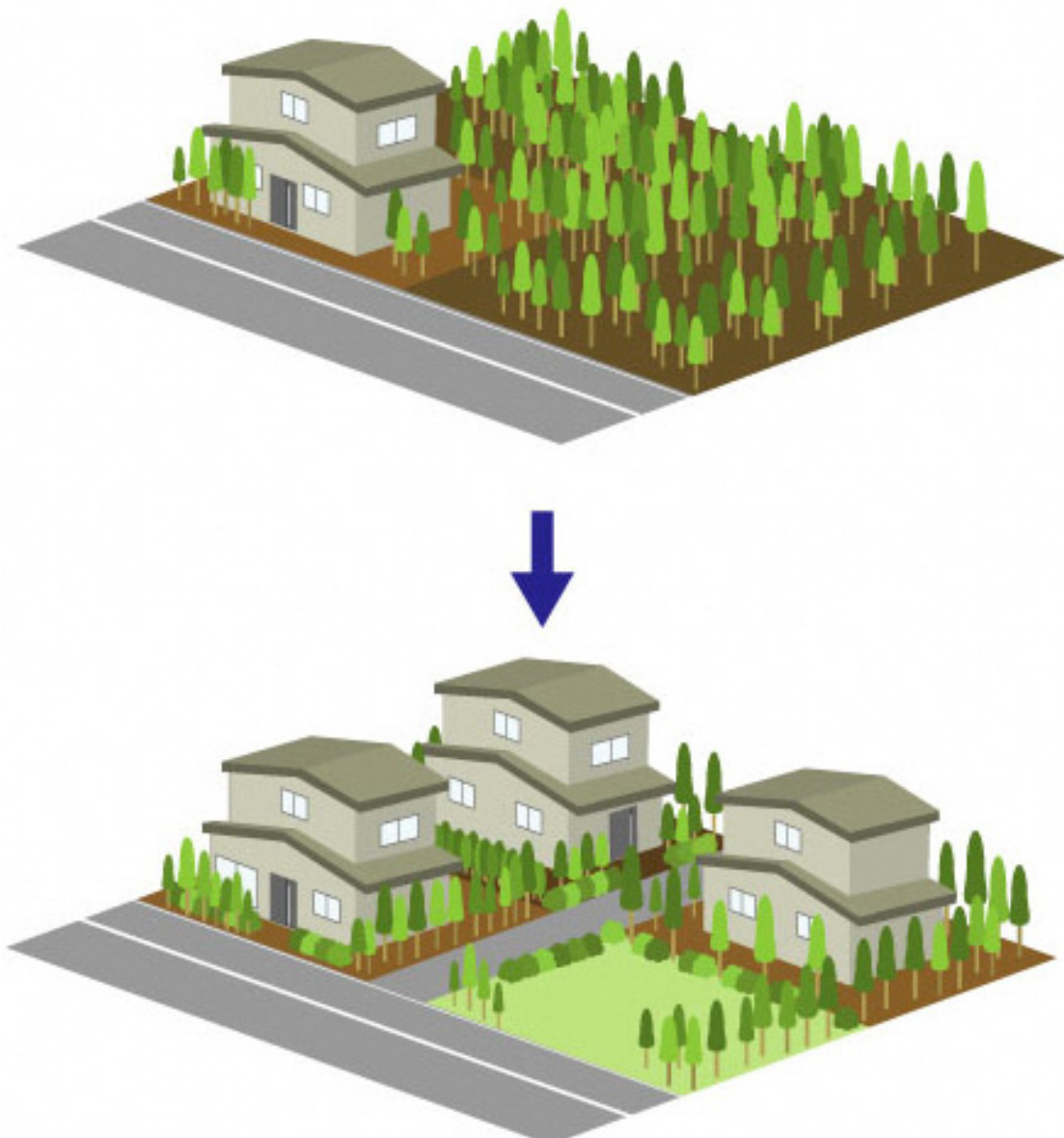


- ・地形の改変による景観の変化を抑え、緑の再生を図ります。

## 5 木竹の伐採に係る基準

### (1) 伐採

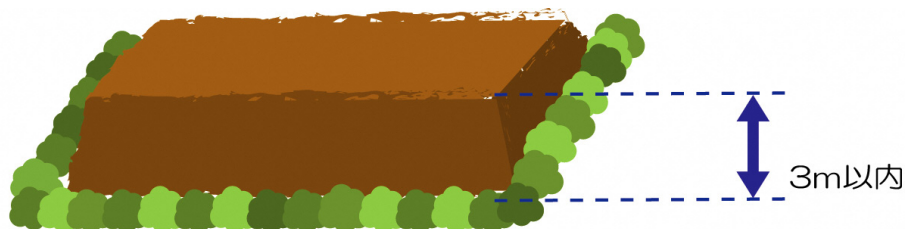
- 伐採は必要最低限に抑えること。
- 可能な限り道路沿いその他の公共空間に隣接する部分の既存樹木の保全や移植に努めること。
- やむを得ず伐採した場合は、可能な限り周辺の植生や四季の移り変り等に配慮した緑化を行う等、緑の連続性を保つよう配慮すること。



## 6 屋外における物件のたい積に係る基準

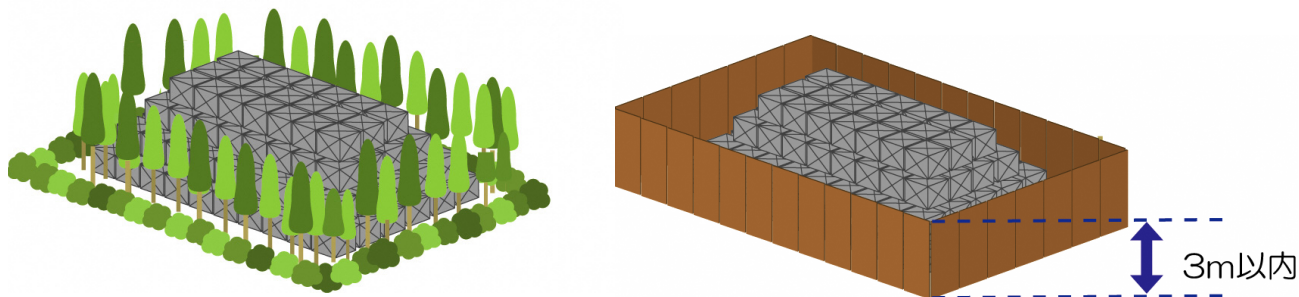
### (1) たい積物の高さ

- たい積物の高さは周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えるとともに、整然とたい積するよう配慮すること。
- たい積物の高さは3mを超えないこと。



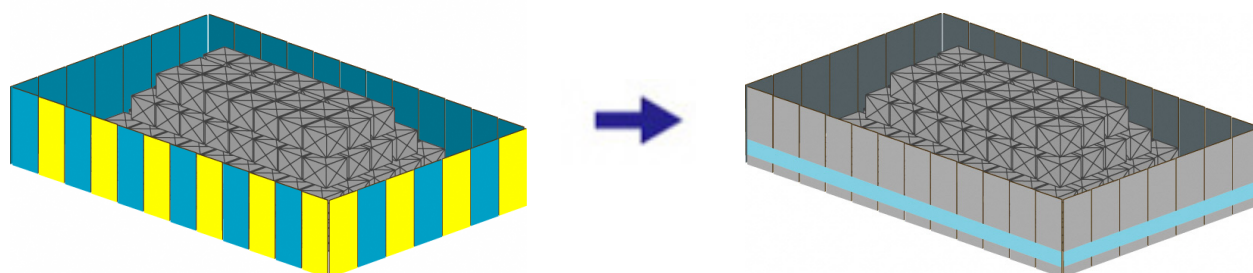
### (2) 遮蔽物の形態

- たい積物周辺への植栽、塀・囲いの設置等により、周囲の道路等の公共空間から容易に望見できないよう配慮すること。
- 塀や囲い等の遮蔽物の高さは、3mを超えないよう配慮すること。(ただし樹木の場合を除く)。



### (3) 遮蔽物の色彩

- 塀や囲い等の遮蔽物を設ける場合の色彩は、原色に近い色は避けるとともに周辺景観との調和に配慮すること。
- 外観の各立面につき、3分の1 (誘導地区では4分の1) を超える面積で色彩の制限基準 (P. 12【表1】) に該当する色を使用しないこと。ただし、着色していない土や石、木、レンガ等の自然素材で仕上げる外観に関しては色彩基準を適用しない。



熊谷市景観形成基準の解説

平成21年10月初版発行

平成31年4月改訂版発行

編集・発行 熊谷市都市整備部都市計画課